

ゆゑに姓戸を重くせり、されば大臣は臣姓の中の長者、大連は連姓の中の長者といはんが如し、やうく後に至ても、なほ此制みだれず、同宗の中、第一の人を宣旨にて氏上と定め、一氏中の事を行はしめ玉ひしかば氏上たる人、氏人を率て朝廷に奉仕したりき、これに仍て氏上は誠に氏中のいとおもき者なりき、然るに選官の制いよ／＼盛になり、恪勤の勞臨時の功によりては、宗れども藤原橘の如きには、なほ長者の稱のこりしからに、此抄にかく殊に載られたる也、まことは長者といふこと、藤原橘にかざるにはあらず、いづれの氏にもありし也。

〔日本書紀天智二十七〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟宣増換冠倍位階名及氏上、民部家部等事、
〔續日本紀文武〕大寶二年九月乙丑、○乙丑當詔甲子年、○天智三年定氏上時不所○不謨恐載氏令被賜姓者自伊美吉以上、並悉令申、

〔姓序考〕氏上

天武朝廷十年十一年に、諸氏の氏上を定め給へれど、なほ是より以前にも、氏上を定め給へることのありしにや、文武紀第二に、大寶二年九月乙丑詔に、甲子年定氏上時不所載氏令被賜姓者自伊美吉以上、並悉令申とみえし甲子年は、天智朝廷三年なるべけれど、書紀にこのこと見えざれば、脱せしにやあらん。

〔標註職原抄別記下〕氏長者

推古孝德の御代の比より、冠位官職の事ごも、やうく盛になり、臣連二造の職を代々にせし道廢れて後、姓はたゞ徒らに氏に屬たるものとのみなりはて、終に天武天皇の御代に至り、あまたの姓ごもを混じて、たゞ八色に定給へり。○中かく姓によりて仕奉る義の廢たるまゝに、姓はいたづらなるものになれ、ごも、おのづからまた一氏一氏を統むものはなくてえあ